

介護保険 福祉用具購入 の手引き



海老名市イメージキャラクター

えび~にや

令和7年3月作成

海老名市 保健福祉部 介護保険課

介護保険制度では、住み慣れた自宅で安全に生活できるように、入浴や排せつのために用いる貸与になじまない福祉用具で厚生労働大臣が定めるものを、都道府県の指定を受けた事業者から購入した場合、一定の限度額内において、かかった費用の9割～7割の介護保険の給付が受けられます。

1 対象

要介護・要支援認定を受けている方（要支援1・2、要介護1～5）

2 福祉用具購入費支給限度基準額

- 同一年度内（4月1日から翌年3月31日）で10万円です。
- 保険給付対象額のうち、負担割合証に記載された割合（1～3割）は自己負担になります。
- 10万円を超える場合、超えた金額に関しては全額自己負担となります。

3 必要書類

- 「介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請書」
- 福祉用具サービス計画書の写し（福祉用具専門相談員が作成。書式は自由）
- 購入した福祉用具のパンフレットの写し
→福祉用具の種目、商品名、製造事業者名がわかるもの。
対象商品に印をつけること。
- 領収書原本
→被保険者本人の宛名及び領収日を明記すること。
- 受領委任払い利用申請書（受領委任払いを利用する方のみ）

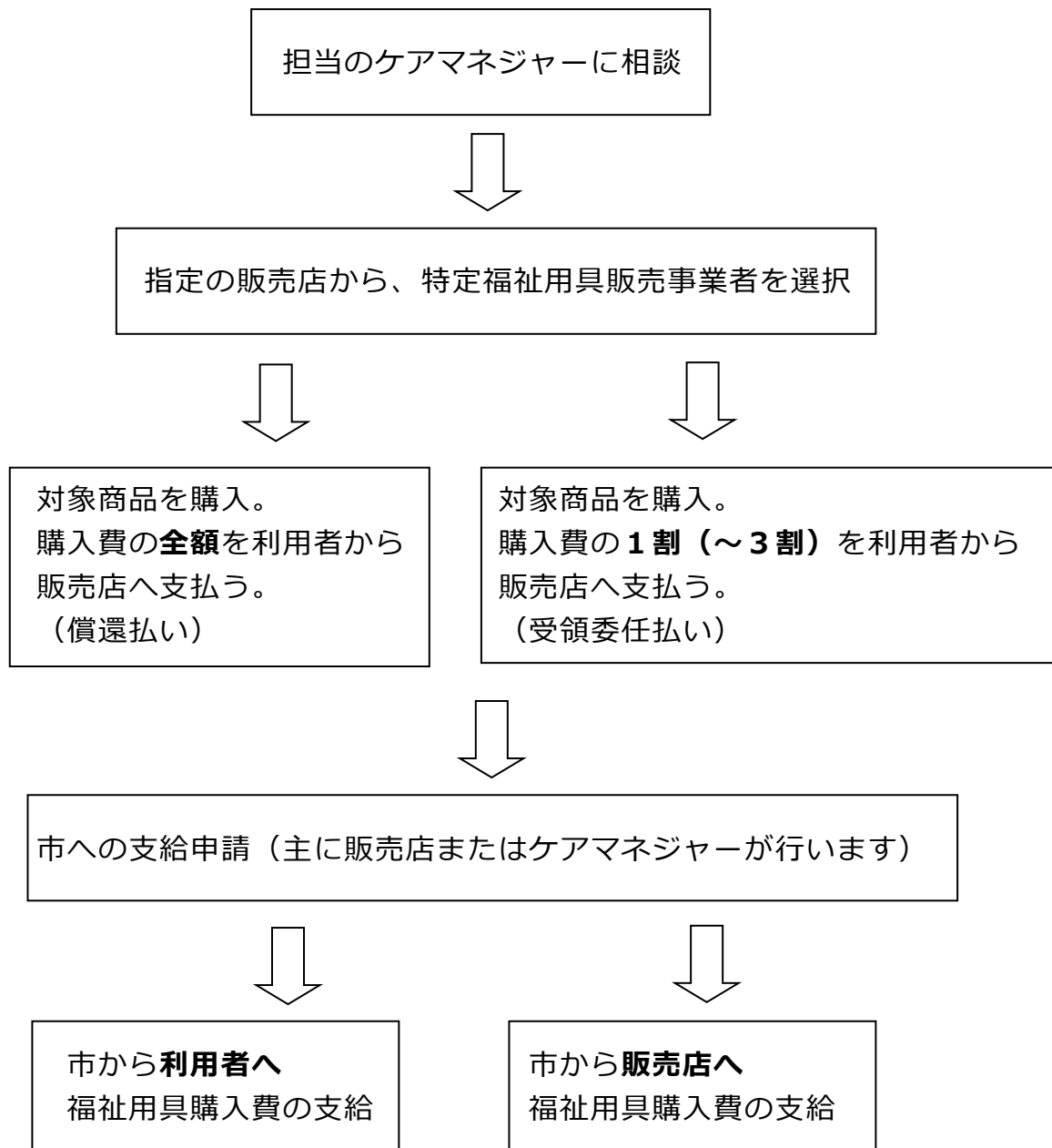
4 対象種目

腰掛便座	・和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの ・洋式便器の上に置いて高さを補うもの ・電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの ・便座、バケツ等からなり、移動可能である便器
自動排泄処理装置の交換可能部品	介護保険の福祉用具貸与種目である「自動排泄処理装置」の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等またはその介護を行う者が容易に交換できるもの。 専用パッドや洗浄液等、排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除く。
入浴補助用具	・入浴用いす ・浴槽用手すり ・浴槽内いす ・入浴台（浴槽の縁にかけて出入りを補助するもの） ・浴室内すのこ ・浴槽内すのこ ・入浴用介助ベルト（直接身体に巻きつけるもの）
簡易浴槽	空気式または折り畳み式等で容易に移動できるもので、取水または排水のために工事を伴わないもの。
移動用リフトのつり具の部分	介護保険の福祉用具貸与種目である「移動用リフト」のつり具の部分。身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの。
排泄予測支援機器	膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等またはその介護を行う者に通知するもの。
スロープ（※）	段差解消のためのものであって、取り付けに際し工事を伴わないものに限る。
歩行器（※）	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、四脚を有し、上肢で保持して移動させることが可能なもの。車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。
歩行補助つえ（※）	カナディアン・クラッチ・ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

【※選択制福祉用具】

令和6年4月1日から対象種目に加われました。貸与または購入のいずれかを選択できます。ケアマネジャーや、福祉用具の指定事業者にご相談ください。

5 利用の流れ



6 支払方法

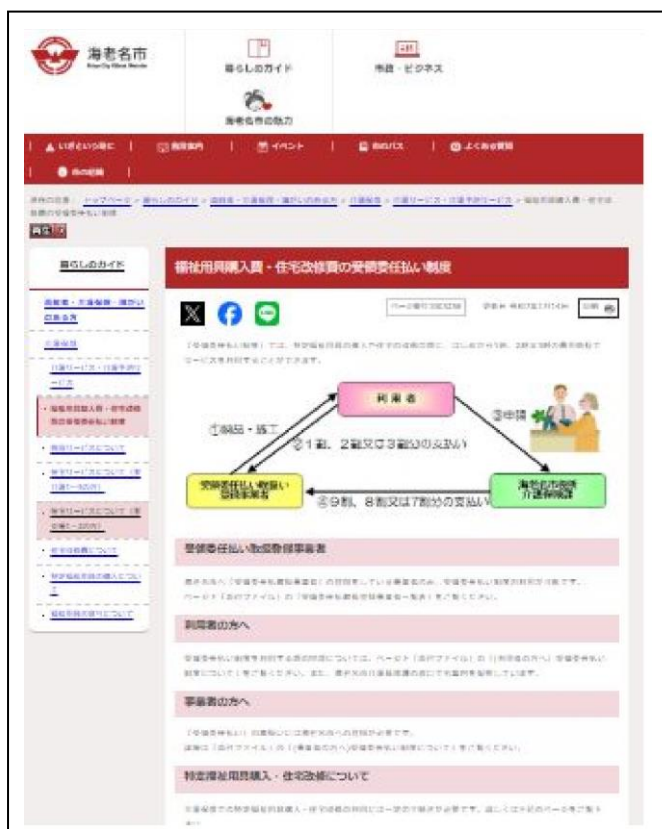
支払方法は、「償還払い」と「受領委任払い」の2種類です。

○償還払い

福祉用具購入費の全額を販売業者に支払い、負担割合証に記載された1～3割の自己負担額を除いた額を、介護保険給付として市から申請者（被保険者）に支払います。介護認定の新規申請中の方は、償還払いとなります。

○受領委任払い

利用者は負担割合証に記載された1～3割の自己負担額のみを販売業者に支払い、介護保険給付額を市から販売業者に支払います。事前登録している販売業者が対象です。詳細は、海老名市ホームページをご覧ください。



1003258



で検索

ページ番号で検索すると便利だにゃ～！



7 よくある質問

質問1	スロープを各部屋の入口に置きたい。複数購入は可能ですか。
回答1	スロープの複数購入は可能です。申請書の種目名を書く欄に、使用場所を明記してください。（例；寝室入口、居室入口 等）

質問2	すでに購入した福祉用具を再購入することは可能ですか。
回答2	原則、再購入はできません。ただし、耐用年数の超過や身体状況の変化などの理由により、認められることがあります。購入前に海老名市介護保険課へご相談ください。

質問3	要介護度と負担割合の基準日はいつですか。
回答3	どちらも購入日を基準とします。

質問4	限度額の管理はいつ時点をもってされますか。
回答4	福祉用具の購入日（領収証に記載の日付）の属する年度において、支給限度額を管理します。 例1；令和6年度に代金を支払い、令和7年度に支給申請を行った。 →令和6年度分として限度額管理を行います。 例2；令和6年度に商品の引渡しを受け、令和7年度に代金を支払った。 →令和7年度分として限度額管理を行います。

質問5	福祉用具購入の対象商品であることを確認したいです。
回答5	公益財団法人テクノエイド協会のホームページで、商品のTAISコードを入力して検索してください。購入マークがついているものが対象となります。

質問6	選択制福祉用具を貸与から購入に切り替える場合、ケアプランの変更は必要ですか。
回答6	ケアプランの変更が必要です。変更後のケアプランに、購入への切り替えを行った旨を記載してください。

質問7	グループホームに入所しているが、車いすのレンタルや購入に対する補助はあるか。
回答7	施設サービスと居宅サービスの併用はできないため、施設で使用するための福祉用具購入は支給対象になりません。 グループホームで貸し出している福祉用具を使用するか、自費でレンタルまたは購入を行ってください。

◆相談窓口

受 付 窓 口	受付曜日 ・ 受付時間	地 区
海老名市役所 1 階 介護保険課 介護保険係 勝瀬 1 7 5 - 1	月曜日～金曜日 8 : 3 0 ～ 1 7 : 1 5 電話 2 3 5 - 4 9 5 2	市内全域
海老名東地域包括支援センター 東柏ケ谷 3 - 5 - 1 ウエルストーン相模野 1 0 2 号	月曜日～金曜日 8 : 3 0 ～ 1 7 : 0 0 電話 2 9 2 - 1 4 1 1	柏ケ谷、東柏ケ谷 望地
海老名北地域包括支援センター (えびな北高齢者施設内) 上今泉 4 - 8 - 2 8	月曜日～金曜日 8 : 3 0 ～ 1 7 : 0 0 電話 2 3 1 - 6 0 6 1	上郷、下今泉 上今泉、扇町、泉 めぐみ町
海老名中央地域包括支援センター 中央 1 - 1 8 - 3 3 エクシード金子 1 階	月曜日～金曜日 8 : 3 0 ～ 1 7 : 0 0 電話 2 3 4 - 2 9 7 3	勝瀬、中央 国分南、国分北
さつき町地域包括支援センター (海老名市医療センター内) さつき町 4 1	月曜日～金曜日 8 : 3 0 ～ 1 7 : 0 0 電話 2 3 4 - 7 2 2 6	中新田、さつき町 河原口、社家
国分寺台地域包括支援センター 浜田町 2 5 - 1 4 フジビル 1 階	月曜日～金曜日 8 : 3 0 ～ 1 7 : 0 0 電話 2 3 3 - 8 8 8 1	大谷、大谷南、大谷 北 国分寺台、浜田町
海老名南地域包括支援センター (えびな南高齢者施設内) 杉久保南 3 - 3 1 - 6	月曜日～金曜日 8 : 3 0 ～ 1 7 : 0 0 電話 2 3 8 - 7 6 9 1	中河内、中野、今里 杉久保北、杉久保南 上河内、本郷、門沢 橋
海老名市基幹型地域包括支援センター (海老名市役所内) 勝瀬 1 7 5 - 1	月曜日～金曜日 8 : 3 0 ～ 1 7 : 1 5 電話 2 3 3 - 0 1 1 1	各地域包括支援セ ンターの統括、総合 調整、後方支援など



【福祉用具購入の申請に関する問合せ】

海老名市 保健福祉部 介護保険課

[TEL: 0 4 6 - 2 3 5 - 4 9 5 2](tel:046-235-4952)

FAX: 0 4 6 - 2 3 1 - 0 5 1 3